# 神ハロークーク語

平成29年12月号

三島公共職業安定所 伊東出張所

TEL 055-980-1300 TEL 0557-37-2605

熱海市ふるさとハローワーク

TEL 0557-82-8655

伊豆市地域職業相談室

TEL 0558-74-3075

≪特集≫職 業 安 定 法 改 正 の ポ イ ン ト

労働者を募集する企業の皆様へ

労働者の募集や求人申込みの制度が変わります!

<職業安定法の改正:平成30年1月1日~>

職業安定法や省令・指針の改正(施行日:平成30年1月1日)に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、ご留意いただきたい点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載していますので併せてご覧ください。

職業安定法 平成 29 年改正

検索

# ① 労働条件の明示が必要なタイミング

ハローワーク等への求人申込みの際やホームページ等で労働者の募集を行う際は、労働契約締結までの間、 下表のように労働条件を明示する必要があります。

時点(タイミング)	必要な明示				
ハローワーク等への求人申込み、	求人票や募集要項等に労働条件を明示することが必要です。詳細は				
自社HPでの募集、求人広告の	次ページをご覧ください。				
掲載等を行う際	◆ 記入スペースが足りない等やむを得ない場合は「詳細は面談時にお伝えします」				
	などと記入したうえで一部を別途明示することも可能です。				
	この場合、求人者と求職者が最初に接触する時点までにすべての労働条件を明示				
	すべきとされています。				
•	当初明示した条件が変更となる場合は、その内容について明示しなければ				
   労働条件に変更があった場合、	なりません。				
その確定後可能な限り速やかに	※今回の改正により新設されました				
	◆ 面接の過程で条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が				
	必要です。				
	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知する必要が				
N/ EL +T // / / r // + D+					
労働契約締結時	あります。明示すべき事項は、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル				

労働条件通知書」を参考にしてください。

#### ② 最 低 限 明 示 し な け れ ば な ら な い 労 働 条 件

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項について書面の交付により明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合は電子メールによることも可能となります。

記載が必要な項目	記載例					
●業務内容	一般事務					
●契約期間	期間の定めなし					
●試用期間	試用期間あり(3か月) ★					
●就業場所	本社(□□県□□市□□△△—△△) または					
	支社(■■県■■市■■▲▲―▲▲)					
●就業時間	9:00~18:00					
●休憩時間	12:00~13:00					
●休日	土・日・祝日					
●時間外労働	あり(月平均20時間)					
裁量労働制を採用している場合に   (例)「企画業務型裁量労働制により、	には、以下のような記載が必要となります。 ★ ○ 日時間働いたものとみなされます。」					
●賃金 月給20万円(ただし、試用期間中は月給19万円) 時間外労働の有無に関わらず、一定の手当を支給する制度(いわゆる「固定残業代」)を 採用する場合は、以下のような記載が必要となります。 ★ (例)①基本給 ××円(②の手当を除く) ②・・手当(時間外労働の有無に関わらず、◆時間分の時間外手当として◇◇円を支給) ③◆時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給						
●加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険					
●募集者の氏名または名称	◇◇株式会社 ★					
(〇派遣労働者として雇用する場合)	雇用形態:派遣労働者  ★					

★は今回の改正により追加等が行われた事項です

## ③ 労 働 条 件 明 示 に あ た っ て 遵 守 す べ き 事 項

労働条件を明示するにあたっては、職業安定法に基づく指針等を遵守する必要があります。

#### ≪職業安定法に基づく指針等の主な内容≫

- 明示する労働条件は、虚偽または誇大な内容としてはなりません。
- 有期労働契約が試用期間としての性質をもつ場合、試用期間となる有期労働契約における労働条件を明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が1つの労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なるのであればそれぞれの労働条件について明示する必要があります。
- 労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するよう配慮が必要です。
- 労働条件は、職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮が必要です。
- 明示する労働条件が変更される可能性がある場合にはその旨を明示し、実際に変更された場合は速やかに 知らせるよう配慮が必要です。

# ④ 変 更 明 示 の 方 法 等 に つ い て

以下のa~dのような場合に変更明示が必要となります。

а	「当初の明示」と異なる内容の条件を提示する場合
	例 (当初)基本給30万円/月 → 基本給28万円/月
b	「当初の明示」の範囲内で特定された条件を提示する場合
	例 (当初)基本給25万円~30万円/月 → 基本給28万円
С	「当初の明示」で明示していた条件を削除する場合
	例 (当初)基本給25万円/月、営業手当3万円/月 → 基本給25万円/月
d	「当初の明示」で明示していなかった条件を新たに提示する場合
	例 (当初)基本給25万円/月 → 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。以下のAの方法が望ましいですが、Bの方法等により適切に明示することも可能です。

- A 当初の明示と変更後の内容を対象できる書面を交付する方法
- B │ 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したり脚注を付ける方法

#### ご 注 意 く だ さ い !!

- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはいけません。学校卒業見込み者等に対しては特に配慮が必要であることから変更を行うことは不適切です。また、原則として内定までに学校卒業見込み者等に対しては職業安定法に基づく労働条件明示を書面により行わなければなりません。
- 変更明示が適切に行われていない場合や当初の明示が不適切だった場合(虚偽の内容や明示が不十分な場合)は、行政による指導監督(行政指導、改善命令、勧告、企業名公表)や罰則等の対象となることがあります。

変更明示にあたっては、その他にも以下のような点に留意が必要です。

#### ≪職業安定法に基づく指針等の主な内容≫

- 求職者が変更内容を認識したうえで、労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、条件等が確 定したら可能な限り速やかに変更明示をしなければなりません。
- 変更明示を受けた求職者から変更した理由について質問を受けた場合は、適切に説明を行う必要があります。。
- 当初明示した条件の変更を行った場合には、継続して募集中の求人票や募集要項等についても修正が必要となる場合がありますので、その内容を検証したうえで必要に応じ修正等を行う必要があります。

〈お問い合わせ〉 ハローワーク三島 求人専門援助部門
TEL 055-980-1302 FAX 055-987-6444

# 年末年始の閉庁日のお知らせ

12月29日(金)から翌年1月3日(水)までハローワーク三島、ハローワーク伊東、熱海市ふるさとハローワーク、伊豆市地域職業相談室は閉庁となります。

ご利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。 なお、新年は1月4日(木)より通常どおり開庁いたします。

# 有効求人倍率の推移

		H28.10月	11月	12月	H29.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
三島所		1.36	1.44	1.58	1.60	1.59	1.51	1.49	1.41	1.49	1.51	1.58	1.53	1.50
	三島	1.30	1.37	1.46	1.48	1.49	1.37	1.36	1.29	1.40	1.39	1.45	1.47	1.47
	伊東	1.57	1.72	2.01	2.01	1.96	2.06	2.01	1.85	1.82	1.98	2.10	1.78	1.63
静	岡県	1.38	1.40	1.41	1.43	1.42	1.47	1.51	1.54	1.57	1.57	1.55	1.56	1.58
全	国	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	1.51	1.52	1.52	1.52	1.55

<sup>(</sup>注) 静岡県・全国は季節調整値

### 職業紹介関係主要指標

	F 0	T			44 <del>44</del> 0	4 # <i>t</i> = =
項目	年 月	平成29年10月	平成29年9月	平成28年10月		対 前 年 同 月 増 減 率 ( 差 )
	1 新規求職申込件数	1,066	1,127	1,097	▲ 5.4%	<b>▲</b> 2.8%
	2 月間有効求職者数	4,076	4,040	4,392	0.9%	▲ 7.2%
	3 新 規 求 人 数	2,030	2,328	2,000	▲ 12.8%	1.5%
I	4 月間有効求人数	6,133	6,188	5,956	▲ 0.9%	3.0%
全	5 紹介件数	1,336	1,590	1,478	<b>▲</b> 16.0%	<b>▲</b> 9.6%
-	6 就 職 件 数	379	373	396	1.6%	<b>▲</b> 4.3%
	7 充 足 数	330	307	322	7.5%	2.5%
	8 新規求人倍率(3/1)	1.90倍	2.07倍	1.82倍	▲ 0.17P	0.08P
	9 有効求人倍率(4/2)	1.50倍	1.53倍	1.36倍	▲ 0.03P	0.14P
数	三島本所	1.47倍	1.47倍	1.30倍	0.00P	0.17P
	伊東出張所	1.63倍	1.78倍	1.57倍	▲ 0.15P	0.06P
	10 就職率(6/1×100)	35.6%	33.1%	36.1%	2.5P	▲ 0.5P
	11 充足率(7/3×100)	16.3%	13.2%	16.1%	3.1P	0.2P
	12 新規求職申込件数	680	725	710	<b>▲</b> 6.2%	<b>▲</b> 4.2%
П	13 月間有効求職者数	2,531	2,514	2,821	0.7%	<b>▲</b> 10.3%
l –	14 新規求人数	998	1,143	1,047	<b>▲</b> 12.7%	<b>▲</b> 4.7%
	15 月間有効求人数	3,101	3,125	3,135	▲ 0.8%	<b>▲</b> 1.1%
	16 紹介件数	842	1,000	978	<b>▲</b> 15.8%	<b>▲</b> 13.9%
	17 就 職 件 数	220	203	220	8.4%	0.0%
	18 充 足 数	184	160	162	15.0%	13.6%
般	19 就職率(17/12 × 100)	32.4%	28.0%	31.0%	4.4P	1.4P
	20 充足率(18/14 × 100)	18.4%	14.0%	15.5%	4.4P	2.9P
	21 新規求職申込件数	386	402	387	<b>▲</b> 4.0%	▲ 0.3%
ш	22 月間有効求職者数	1,545	1,526	1,571	1.2%	<b>▲</b> 1.7%
٥	23 新 規 求 人 数	1,032	1,185	953	<b>▲</b> 12.9%	8.3%
パー	24 月間有効求人数	3,032	3,063	2,821	▲ 1.0%	7.5%
	25 紹介件数	494	590	500		<b>▲</b> 1.2%
タ	26 就 職 件 数	159	170	176	<b>▲</b> 6.5%	<b>▲</b> 9.7%
1	27 充 足 数	146	147	160		▲ 8.8%
ム	28 就職率(26/21 × 100)	41.2%	42.3%	45.5%	▲ 1.1P	▲ 4.3P
	29 充足率(27/23 × 100)	14.1%	12.4%	16.8%	1.7P	▲ 2.7P

<sup>(</sup>注)全数 = 一般 + パートタイム

## 雇用保険関係主要指標

項目		年 月	平成29年10月	平成29年9月	平成28年10月	対 前 月 増 減 率	対 前 年 同 月 増 減 率
		適用事業所数	5,338	5,349	5,156	▲ 0.2%	3.5%
_	適	被保険者数	73,678	73,585	70,163	0.1%	5.0%
│ 雇 │ <sup>□</sup> │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │		資格取得者数	1,094	864	1,146	26.6%	<b>▲</b> 4.5%
	用	資格喪失者数	960	1,095	1,047	<b>▲</b> 12.3%	▲ 8.3%
険		離職票交付枚数	582	599	562	<b>▲</b> 2.8%	3.6%
	給	受給資格決定件数	281	259	295	8.5%	<b>▲</b> 4.7%
	付	受給者実人員	873	860	1,078	1.5%	<b>▲</b> 19.0%

<sup>(</sup>注) ▲は減少率である。

<sup>(</sup>注) ▲は減少率(差)、Pはポイントである。